

[事案 2024-154] 新契約無効請求

・令和7年6月9日 裁定終了

<事案の概要>

自身が希望した内容と異なっていることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に契約した生存給付金付終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料に利息を付して返してほしい。

- (1) 自分は外国出身なので生命保険の知識がほとんどなく、以前に日本人の配偶者とともに加入した養老保険は満期でお金が戻ってきたので、前回と同じ内容（養老保険）であれば危なくないと思って契約した。
- (2) 10年経てば満期を迎えて、一括で支払った保険料（約180万円）に利息がついて受け取れると思っていたが、生きている間には160万円（40万円×4回）しか戻ってこないで、自分の目的や希望と完全に違っていた。
- (3) 約1時間の短時間で契約手続が済み、説明が不十分だった。160万円は生前にもらって、死亡後に40万円もらえるという話はされていない。設計書も受領していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成5年頃から日本に在住し、行政機関での勤務もしていたこと等から、申立人は本契約が終身にわたって保障される保険契約であることも容易に理解できた。
- (2) 申立人は、資産形成の意向を併せ持っていた可能性があるが、本契約は死亡保険金・生存保険金の合計額は200万円となっており、払込保険料総額を上回るうえに、13年以上継続した場合に解約すれば、払込保険料総額を上回る金額を受け取る選択をすることも可能である。
- (3) 設計書に契約内容の記載があり、申込書には設計書の受領印があること等から、申立人が契約内容を誤認していたとは考えられず、仮に誤認していたとしても契約内容は容易に確認可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。